

有限会社森川防水工業 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間                      令和 8 年 10 月 1 日～令和 10 年 9 月 30 日までの 2 年間

2. 内容

目標 1：計画期間中に、男性社員で育児休業を取得した者を 1 名以上とする。

<対策>

- 令和 8 年 10 月～ 育児休業制度の内容や取得手続をまとめた案内資料を作成し、管理職・社員へ周知する
- 令和 8 年 10 月～ 育児しやすい職場づくりの取組を、ホームページ等を通じて積極的に発信し、若手の採用・定着につなげる

目標 2： 社員のうち、20 歳～39 歳の社員の計画期間内における平均時間外・休日労働時間を 40 時間未満とする。

<対策>

- 令和 8 年 10 月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を年 1 回実施
- 令和 8 年 10 月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施

目標 3：令和 10 年 9 月までに、年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均年間 10 日以上とする。

<対策>

- 令和 8 年 10 月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和 8 年 10 月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始